

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【大規模噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山腹噴火が発生もしくは切迫 山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張(島内の傾斜計のいずれかで 100 マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動(マグニチュード 5 ならば 1 回、マグニチュード 4 ならば 2 回)が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒範囲とする</li> <li>火砕流が居住地域近く(居住地域まで数 100m)に到達</li> <li>溶岩流が居住地域付近(居住地域まで概ね 100m)に到達</li> </ul>	<p>噴火が発生しなかった場合は、観測データに活動低下が 2 週間以上続いた場合。</p> <p>山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒範囲を定める必要がある。居住地が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。</p>
4	<p>【これまでみられたような噴火(ブルカノ式噴火)の激化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石が火口から 2.5km 以上に飛散</li> <li>火砕流が居住地域近く(居住地域まで数 100m)に到達</li> </ul> <p>【大規模噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近(居住地域まで 500m)</li> <li>2015 年 8 月 15 日のような顕著な地殻変動(島内の傾斜計で 1 時間に 1 マイクロラジアン以上)を観測した場合は、火口から 3km を警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード 2 以上の地震が 10 回以上(12 時間以内)発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、警戒範囲を全島対象とする</li> </ul> <p>【これまでみられたような噴火(ブルカノ式噴火)の激化の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石が 2km を超えて 24 時間以内に 3 回飛散</li> <li>火口から約 2km を超える火砕流が発生もしくはその可能性。次のいずれかで判断する <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流が発生して、到達距離が火口から 2km を超えた場合</li> <li>目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない場合でも、噴煙量階級 6(きわめて多量)の噴煙が 10 分以上続く場合</li> <li>目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で 1 マイクロラジアンの変動が予想される場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する爆発的噴火が 3 日間発生しない場合。</p> <p>噴火が発生しなかった場合は、観測データに活動低下が 2 週間以上続いた場合。</p> <p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する爆発的噴火が 3 日間発生しない場合。</p>
3	<p>【警戒が必要な範囲を 2 km 以上に拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石を火口から 2 km ~ 2.4km に飛散させる爆発的噴火が発生</li> <li>火砕流の流下が火口から 1.5km を超え、居住地域への接近が予想される場合</li> </ul> <p>【警戒が必要な範囲は 2 km まで】</p> <p>始良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から 2 km までに大きな噴石を飛散する爆発的噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル 3 以上の運用を基本とする。</p>	<p>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する爆発的噴火が 3 日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル 3 のまま警戒範囲を 2 km までとする</p>

- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
- ・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル 2(警戒が必要な範囲は火口から概ね 1 km 以内)以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がる時も同様)。
- ・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。